

令和5年3月16日付、羽生生発第2943号にて、諮問のあったことについて、羽村市社会教育委員の設置に関する条例（昭和47年条例第6号）の第2条の規定に基づき、別紙のとおり答申します。

令和6年3月26日

羽村市教育委員会  
教育長 儘田文雄 様

羽村市社会教育委員の会議

議 長	川津	紘順
副議長	江上	真一
委 員	小山	夏樹
委 員	市野	明
委 員	本田	文栄
委 員	石川	千寿
委 員	中野	菊枝
委 員	浦野	雅文
委 員	清水	雅俊
委 員	荻原	稔



羽村市放課後子ども教室（はむらっ子広場）  
における取り組むべき方向性について

（答申）

令和6年3月  
羽村市社会教育委員の会議

## 目 次

1	はじめに	1
2	現状と課題	2
	(1) 放課後子ども教室の現在の状況	2
	(2) 学童クラブとの一体的な運営	2
3	放課後子ども教室（はむらっ子広場）における取り組むべき方向性	3
	(1) 放課後子ども教室の内容について	3
	① 学校施設の更なる活用	
	② 開室日数の増加の検討	
	③ 活動内容の充実	
	(2) 放課後子ども教室の運営について	5
	① スタッフ確保の促進	
	② スタッフへの研修・支援の充実	
	③ 日常的・定期的な意見交換会の開催	
	④ 民間事業者による運営の検討・検証	
	⑤ 事務局体制の充実	
4	おわりに	8
5	参考資料	9
	(1) 審議経過	10
	(2) 羽村市社会教育委員の会議名簿	11
	(3) 諮問文 <sup>⑤</sup>	12

## 1 はじめに

国は、平成30年9月14日に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童（小学校に就学している児童をいう。）が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子供教室」という。）の計画的な整備等を進めていくことを求めている。

羽村市では、羽村市次世代育成支援行動計画の基本理念を引き継ぐ後継計画としての羽村市子ども・子育て支援事業計画を平成27年3月に策定し、現在は第2期の同計画に基づき子供や子育て家庭を支えるための様々な施策に積極的に取り組んでいることは、社会教育委員の会議としても承知をしているところである。

令和5年3月に教育委員会より、「羽村市放課後子ども教室（はむらっ子広場）における取り組むべき方向性」について、羽村市社会教育委員の会議に諮問があり、令和5年4月から令和6年3月まで延べ8回にわたり、慎重に審議を進め、ここに「羽村市放課後子ども教室（はむらっ子広場）における取り組むべき方向性」をとりまとめたので提出する。

羽村市の放課後子ども教室は、後述の活動場所や人材の確保などの課題を抱えている中で、放課後児童対策の重要性を鑑み、令和5年10月の中間答申及び本答申を参考に十分な検討を経て実施されることを期待する。

（注1）：新・放課後子ども総合プランでの「放課後児童クラブ」と、羽村市子ども・子育て支援事業計画での「学童クラブ」は、本答申では同じ事業内容を表す。

（注2）：新・放課後子ども総合プランでの「放課後子供教室」と、羽村市子ども・子育て支援事業計画での「放課後子ども教室」は、本答申では同じ事業内容を表す。

## 2 現状と課題

東京都の放課後子ども教室は、平成 19 年度に 38 区市町 475 教室で始まり、令和 4 年度には、57 区市町村 1,283 教室にまで拡大している。羽村市では、平成 24 年度に羽村東小学校で週 1 日の開室から始まり、現在は市内の全小学校 7 校において、週 2 日開室している。

社会教育委員の会議では、教育委員会からの諮問を受けて、令和 5 年 5 月に市内 2 校の放課後子ども教室（はむらっ子広場）を視察し、指導員、ボランティア等（以下「スタッフ」という。）から運営に関する聞き取りを実施し、6 月の会議において視察を踏まえた意見交換と社会教育委員である学校長、放課後子ども教室のコーディネーター、昨年度までの指導員からの情報と併せて現状と課題を洗い出し、7 月の会議で論点を整理した。

### (1) 放課後子ども教室の現在の状況

放課後子ども教室は各小学校の余裕教室や特別教室などを学校の授業に支障のない範囲で放課後に借用して実施をしているが、各小学校の放課後子ども教室は登録児童数や開室している場所（普通教室・特別教室）等様々な状況である。

各学校の児童数に差があるが、1 日の平均参加児童数については、令和 4 年度実績で、最小人数の学校は松林小学校で 23.5 人、最大人数の学校は武蔵野小学校で 70.9 人と大きな差が出ている。放課後子ども教室として常時多数の児童が利用する教室がある一方で、利用できる教室が学校行事等で毎回変更になるなど、放課後の居場所としての活用には差がある状況も見受けられる。

また、全国的な傾向となっている少子化については本市も例外ではなく、市立小学校の児童数は減少傾向にあるが、放課後子ども教室の登録申込みは増加傾向にあり、令和 3 年度のアンケート結果でも保護者のニーズが増してきていることがうかがえる。それに伴い、障害などの事由により特別な配慮を必要とする児童の参加も増えるなど、安心・安全な運営に必要なスタッフの人員の確保も急務である。

加えて、令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる 2 類相当）」から「5 類感染症」に移行されたことにより、人材獲得競争が激しくなり、放課後子ども教室のスタッフ確保は非常に困難な状況が続いている。

放課後子ども教室を継続するためには、運営のための体制作り及び、内容の充実が課題と言える。

### (2) 学童クラブとの一体的な運営（新・放課後子ども総合プランとの関係）

国の「新・放課後子ども総合プラン」の一体型放課後対策事業は、放課後子ども教室と学童クラブを一体的に実施することにより、全ての児童に安全・安心な居場所を確保する

とともに、保護者の働く状況により、放課後を過ごす場所が分けられることなく、同じ学校、地域で過ごす児童が時間や体験を共有し、児童の健全な育成を図ることを目的としている。羽村市では、現在、学童クラブが学校外に設置されており、また、所管部署が異なるため、放課後子ども教室と連携した一体的な運営による利点を活かした取組みが十分に図られているとはいえない。今後、一体的な運営を進めていくためには、その環境づくり、組織間の連携が課題と言える。

### 3 放課後子ども教室(はむらっ子広場)」における取り組むべき方向性

現在の放課後子ども教室の現状を踏まえ、今後も増加し多様化する小学生の放課後の居場所に対するニーズに適切に対応し、子供たちの豊かな放課後を確保するため、市の放課後児童対策、特にその中心となる放課後子ども教室について、次のとおり取り組んでいく必要があるものと考え、今後の方向性を整理した。

#### (1)放課後子ども教室の内容について

##### ① 学校施設の更なる活用(放課後等における学校施設の一時的な利用の促進)

文部科学省と厚生労働省では、平成30年9月14日に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による小学校に就学している児童の安全・安心な居場所の確保を推進している。また、令和2年3月31日に、「新・放課後子ども総合プラン」の一層の推進について(依頼)(文部科学省 事務連絡)に基づき、学校は放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のために、学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者とが実施主体に関わらず立場を越えて、放課後児童対策について連携して取り組むことが重要と通知している。

- 登録児童数が多い羽村市においては、現在の活動場所に加えて、放課後の体育館や特別教室等使用可能なスペースを、学校の理解と協力を得て確保する必要がある。
- 天候等により校庭で活動ができない時の居場所として、教室や体育館の一時的利用(タイムシェア)の拡大等様々な手法を検討し活動場所を確保する必要がある。
- 学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯において、図書室、家庭科室、音楽室、理科室といったスペースを積極的に活用し、多様な体験・学習プログラムの実施が求められる。

##### ② 開室日数の増加の検討

「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後子ども教室の年間開室日数の基準は示されていないため、人材確保の状況が開室日程や活動内容に影響を与えている。

令和5年度から市内小学校全7校において、週2日の放課後子ども教室(はむらっ子広場)を開室していることを踏まえ、児童の放課後対策の更なる充実を図るため、

令和6年度は現行の運営内容を継続しつつ、児童及び保護者のニーズ、学校の余裕教室の状況、児童の参加実績、他市の状況等を総合的に勘案して、令和7年度以降の放課後子ども教室の開室日数について、具体的な検討が求められる。

なお、令和7年度予算に反映させる必要がある事項については、令和6年9月末までに一定の結論が必要と考える。

- 多摩地域26市のうち13市において、全校週5日の放課後子ども教室を開室している。
- 羽村市は、教室の事務局が月曜休館日の生涯学習センターゆとろぎの中にあるので緊急時の対応等を考えると、現時点では休館日を除く週4日の開室が最大となるが、将来的には月曜日の開室の可能性も検討する必要がある。
- 開室日を増加した場合のスタッフが確保できるかの課題が付いて回るため、段階的に開室日数を増やすことも選択肢と考える。
- 開室日の増加により、今まで参加できなかった児童の参加が見込まれる。

### ③ 活動内容の充実

現在の放課後子ども教室は、スタッフによる見守りの中で、宿題等の自習をする「学びの場」と、校庭や体育館で自由に遊べる「遊びの場」を中心に運営が行われている。今後は、これに加えて、地域の方々や特技・資格を持った方による個性的なプログラムの提供によりいろいろなことを体験できる「体験・交流の場」を設けることにより、活動内容の充実を図っていく必要がある。

このことは、親や先生といった「縦の関係」ではなく、また、友達のような「横の関係」でもない強いて言えば「斜めの関係」の地域の方々等が、子供たちの生きる力を育むことが期待できる。また、これらの活動は、子供たちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体の教育力の向上、地域の活性化、子供たちが安心して暮らせる環境づくりの推進が図られる。

- 大学生・高校生や退職者、高齢者などの地域住民の一層の参画促進を図るとともに、子育て・教育支援に関わるNPO、習い事や学習塾等の民間教育事業者、スポーツ・文化・芸術団体などの地域人材の参画を促進していく必要がある。
- 地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動を行う必要がある。
- 限りある地域の人材資源は、学校教育において活用する方が効果的という考えもあるため、充分検討する必要がある。
- 地域教育推進ネットワーク東京都協議会に登録されている会員団体による教育支援プログラムの活用を検討する必要がある。
- 子供の成長や発達の観点と合わせて、子供の自己決定による参加・交流を基本として、企画することが望まれる。

○具体的なプログラムの活動について例示する。

- ・季節感を味わうなど、日本の四季や伝統を意識した感性を育むプログラム。
- ・文化・芸術体験など、長期的な体験の継続により芸術的感性を育むプログラム。
- ・「本物」を観て子供に刺激を与え、高揚力を育む活動や将来の夢につながるプログラム。
- ・時代に要請されている先駆的な活動や不思議体験プログラム。
- ・子供がプレイングマネージャーとして低学年をフォローするなど、子供の向上心を育む体験プログラム。
- ・低学年を含めた世代間の交流など、豊かな人間性を育む体験プログラム。

(注3) 地域教育推進ネットワーク東京都協議会：子供たちの教育活動に、企業、大学、NPO等の専門的な教育力を効果的に導入するためのネットワークづくりを目指した組織。子供たちが多様な大人と出会い、新しい体験をする中で、社会性を育み、積極的に学ぶ意欲を持てるような教育環境の整備を目指して様々な活動に取り組んでいる。

## (2)放課後子ども教室の運営について

### ① スタッフ確保の促進

放課後子ども教室の運営は、民間事業者に委託している自治体もあるが、羽村市は指導員(会計年度任用職員)及びボランティアによる直営で運営されており、人材の確保は課題のひとつである。

現在の放課後子ども教室の運営を行っている指導員及びボランティア等の運営スタッフの年齢は高齢化してきており、自身の体調管理や健康への配慮が必要となってきた。若い層のスタッフをいかに確保できるか、また、事前登録制等の一定のルールのもとで、各学校の保護者や地域の方々の協力をどのように得るかが、今後の取り組むべき方向性の一つであり、そのための広報の仕方等の工夫が求められる。

また、放課後子ども教室における特別な配慮(支援)を必要とする児童の参加は増加傾向がみられるため、通常の運営スタッフに加えて、特別な配慮を必要とする子供たちのサポート役の配置(加配)により、放課後子供教室の運営円滑化が急務である。

- 児童の状況やスタッフ体制などを勘案しながら、受入れ体制の基準について検討するなど、特別な配慮を必要とする児童が、より安全・安心に過ごせる環境づくりを推進する必要がある。(学童クラブの加配基準に準拠して配置を検討する)
- 特別な配慮を必要とする児童については、個人情報に配慮しつつ、小学校や保護者、関係機関と情報交換を行い、連携を図りながら、適切に対応する必要がある。
- ボランティア参加できる保護者もいると思われるため、声掛け、周知方法を検討する必要がある。
- 保護者に対して単に預ける場所というような認識とならないよう、子供たちの成長にとって放課後子ども教室が与える意義を啓発し、運営に協力を求めていく必要がある。

- 新聞折込やネット求人など既存の媒体（広報はむら・ハローワーク等）以外の活用も検討する必要がある。
- 指導員の確保等の人的面で支障が続くようなら運営を民間事業者へ任せ、専門性を活かした運営形態への移行も検討する必要がある。

## ② スタッフへの研修・支援の充実

放課後子ども教室に従事するスタッフの資格等の基準は「新・放課後子ども総合プラン」では示されていないため、個々のスタッフの経験年数や保有資格、スキルに応じて、計画的に育成していくシステムを構築していくことが重要である。現時点においては、国、都道府県、区市町村のそれぞれの役割が明確でなく、実施主体によって取組み内容にも差異があるため、今後は、学童クラブ所管課と連携して、体系的な研修を実施していくことが必要である。

また、放課後子ども教室において、児童の自主的学習、スポーツ及び文化活動への支援、地域住民との交流活動等の活動を指導する主任指導員（羽村市放課後子ども教室運営要綱第9条第3項第2号）が、任期途中で退任することが散見されることを踏まえると、指導員として経験を積んでその後主任指導員に就任してもらうなど、ある程度長期的視点にたった人材育成を行うことが理想と言える。

- スタッフの資質の向上に資するために、職場内での教育訓練（OJT）のみならず、職場を離れての研修（OFF-JT）の機会を確保していく。
- 研修内容については、必修と選択を設ける等、指導員やボランティアがその役割に応じて受講しやすい方式が求められる。
- 子供が自由闊達に遊ぶ状況を担保するためにも「子供に関わりすぎない距離感」、「子供に任せて見守る」、「大人と子供と一緒に楽しむ」などの大人のかかわり方を考える必要がある。
- 学童クラブ所管の子育て支援課が開催する放課後児童支援員対象の研修と合同開催を協議し、スタッフ間の認識の共通化を図っていく。
- 東京都等が実施するICTを活用したオンライン研修の情報をスタッフ等に提供し、研修の機会を増やす必要がある。
- 指導員の経験を経ないで主任指導員に任用する場合は、学童クラブでの就労経験者、保育士資格及び教員免許保持者など、子供との関わりのある者が望ましい。
- 新規のスタッフが独り立ちできるまでの間の相談相手として、チューター制度を構築する。

## ③ 日常的・定期的な意見交換会の開催

「新・放課後子ども総合プランについて（通知）」では、学校と放課後子ども教室の関係者の間で、円滑な事業促進に向けた日常的・定期的な情報共有を行うことや、

特別な支援や配慮を必要とする児童に関する話し合いを行うことを通して、「密接な連携」を図ることが求められている。

- 学校（校長・副校長）、学童クラブ、学校運営評議員等の児童にかかわる関係者と放課後子ども教室（主任指導員等）で意見交換の開催（年2～3回）が求められる。
- 特別な配慮を必要とする児童について、「本人の利益」を前提としたパーソナル情報の共有は有効と考えるので、個人情報に配慮しつつ、その方法を検討する必要がある。
- 富士見小学校内に移設される学童クラブを運営する民間事業者とも、将来的に放課後子ども教室の運営を委託することを前提に定期的な意見交換が必要と考える。

#### ④ 民間事業者による運営の検討・検証

令和6年4月から富士見小学校内への富士見学童クラブの一部移設（1年生対象）に伴い、運営形態を市直営から外部事業者の運営に変更することになったと聞き及んでいる。その際、「新・放課後子ども総合プラン」に沿ったかたちで、学童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営するモデルケースとして、富士見小学校放課後子ども教室の運営も市直営から外部事業者へ委託した場合の、メリット・デメリットを検討・検証していく必要がある。

- 新・放課後子ども総合プランにおいて、一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室の実施に当たっては、一体型の利点を生かした取組みの推進を図ることが重要であるとされている。
- 学童クラブと放課後子ども教室のスタッフが共通した考え方のもと、運営やプログラムの面でも連携を深めることが可能となる。
- 放課後子ども教室と学童クラブの民間委託による運営の一体化は参加児童にとって、利便性の高い運営方法である。
- 放課後子ども教室所管の職員にとって、スタッフの採用、勤怠管理、研修等の負担が大幅に減り、事務改善等の検討に注力することが可能となる。
- 民間事業者選定の際は、価格優先の競争入札方式ではなく、価格以外の側面（技術力等）を評価して事業者を選定するプロポーザル方式による選定が望まれる。

#### ⑤ 事務局体制の充実

令和4年度の組織改正により教育委員会が放課後子ども教室の所管となり、また、令和5年4月からは、市内全小学校において週2日の放課後子ども教室の開室が実施されている。

現在の放課後子ども教室は、学校ごとに主任指導員1名、指導員4名、ボランティア数名のスタッフにより運営が行われている。学童クラブの放課後児童支援員のように資格は必須では無く、現状では、保育士資格や教員免許保持者の他、無資格で

子供と関わる仕事を希望している人等が児童の見守りをを行っている。そのため入れ替わりが多く、スタッフの不足や当日の欠勤が発生すると職員がそのシフトに入るなど通常の業務以外の対応を行っていることが視察で把握できた。

今後、教室の開室日数や障害などの事由による特別な配慮を必要とする児童の増加を視野に入れると、学校との調整、参加希望児童の登録、研修の実施、スタッフの採用、勤怠管理、活動内容の充実等を行うには、現在の7校週2日の開室に比べ、事務量ははるかに増大することが見込まれることから事務局体制の充実は喫緊の対応が求められる。

#### 4 おわりに

新・放課後子ども総合プランで謳われている放課後子ども教室の目的は「全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる」ことである。この目的を達成するために、羽村市の放課後子ども教室の今後の方向性をここに答申としてまとめた。

今回の答申は、活動場所やスタッフのことを中心にまとめたため、保護者がどのように放課後子ども教室に関わるかは重要な課題であったが、時間をかけて審議することはできなかった。

保護者が放課後子ども教室の目的を理解し、子供を参加させるとともに、保護者自身も放課後子ども教室に何らかの関わりを持つことが大切だと考えれば、自分の子供のことだけではなく、すべての児童を見守り育てる意識が醸成され、学校の授業では学べない貴重な体験や活動との相乗効果として、これからの社会を生きていく力を子供たちに身につけることが見込めるが時間が必要と思われる。

一方で、喫緊の課題の対応策をまとめた本答申の内容が少しでも羽村市の放課後子ども教室の運営に反映され、次代を担う子供たちの自主性や社会性等のさらなる向上につながり子育て家庭にとって有意義な事業となることを期待する。

## 参考資料

- 1 審議経過
- 2 社会教育委員名簿
- 3 諮問文⑤

○審議経過(諮問・答申関係)

・令和4年度

開催日	回数等	内容
令和5年 3月17日(金)	諮問	・放課後子ども教室(はむらっ子広場)における取り組むべき方向性について
3月22日(水)	第7回会議	・諮問及び諮問事項の内容説明 ・令和5年度審議日程の調整

・令和5年度

開催日	回数等	審議内容等
令和5年 4月26日(水)	第1回会議	・議長・副議長の選出 ・放課後子ども教室の現状把握
5月12日(金)	視察①	・富士見小はむらっ子広場
5月16日(火)	視察②	・小作台小はむらっ子広場
5月24日(水)	第2回会議	・視察内容の意見交換 ・他市の放課後子ども教室の説明
6月30日(金)	第3回会議	・放課後子ども教室の内容 ・放課後子ども教室の運営 ・令和3年度アンケート結果
7月18日(火)	正副議長、事務局打合せ	・中間答申素案協議
7月28日(金)	第4回会議	・中間答申案審議
9月6日(水)	正副議長、事務局打合せ	・中間答申(事務局修正案)協議
9月28日(木)	第5回会議	・中間答申案審議・決定
11月1日(水)	中間答申提出	・中間答申書を教育長に提出
11月29日(水)	第6回会議	・中間答申提出報告 ・最終答申案審議
令和6年 1月24日(水)	第7回会議	・最終答申案審議
2月21日(水)	第8回会議	・答申案審議 最終案確認・了承
3月26日(火)	答申提出	・答申書を教育長に提出

○羽村市社会教育委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
学校教育関係者	小山 夏樹	羽村市公立小中学校長会	
社会教育関係者	市野 明	羽村市文化協会	
	本田 文栄	特定非営利活動法人 羽村市体育協会	
	石川 千寿	図書館ボランティア	
	中野 菊枝	華道講師	
家庭教育の 向上活動者	浦野 雅文	羽村市青少年対策地区 委員会連絡協議会	
	田中希美子	羽村市立小・中学校 P T A 連合会	令和 5 年 6 月 17 日退任
	清水 雅俊	羽村市立小・中学校 P T A 連合会	令和 5 年 6 月 20 日就任
学識経験者	川津 紘順	羽村市学校支援地域本部 コーディネーター 元公立小学校校長	
	江上 真一	元東京都職員 (主任社会教育主事)	
	荻原 稔	元東京都立特別支援学校教員	

(任期：令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)



羽生生発第 2943 号  
令和 5 年 3 月 16 日

羽村市社会教育委員の会議  
議長 川津 紘順 様

羽村市教育委員会  
教育長 儘田 文雄

放課後子ども教室（はむらっ子広場）における取り組むべき方向性について（諮問）

羽村市放課後子ども教室（はむらっ子広場）における取り組むべき方向性について、羽村市社会教育委員の会議に意見を求めます。

## 記

### 1 主旨

国は、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小 1 の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成 26 年 7 月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、当該プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を進めてきました。

また、平成 30 年 9 月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、これまでの当該プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、向こう 5 年間計画をとりまとめ、地方自治体に通知を発出しています。

当市では、これまで子ども家庭部において放課後児童クラブ並びに放課後子供教室の運営を行ってきましたが、令和 4 年度の組織改正により教育委員会が放課後子供教室の所管となりました。この 1 年間「放課後子ども教室（はむらっ子広場）」を運営し、「放課後の居場所」の重要性について再認識したところですが、当該教室を運営するにあたり、その役割、課題、今後の取り組むべき方向性について、整理をする必要があると考えています。

ついては、「羽村市放課後子ども教室（はむらっ子広場）」における取り組むべき方向性について、羽村市社会教育委員の会議に意見を求めます。

### 2 答申時期

令和 6 年 2 月末日までとします。ただし、令和 6 年度当初予算に反映させる必要のある事項については、令和 5 年 9 月末日までに中間答申をしてください。

令和 6 年 3 月

放課後子ども教室（はむらっ子広場）における取り組むべき  
方向性について【答申】

編集・発行 令和 4 年度・令和 5 年度 羽村市社会教育委員の会議  
事務局 羽村市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課生涯学習推進係  
〒205-0003 東京都羽村市緑が丘一丁目 11 番地 5  
（プリモホールゆとろぎ内）  
TEL 042-570-0707 FAX 042-578-0131  
E-mail s706000@city.hamura.tokyo.jp